

(市長記者会見資料)

平成20年7月30日

京 都 市

担当：文化市民局文化芸術都市推進室

文化財保護課

電話：761-7799

## 「京都祇園祭の山鉾行事」が「ユネスコ無形文化遺産」登録に向けた

### 国内提案候補に決定

～地域力に支えられた祇園祭が世界の遺産へ～

この度、7月17日の「山鉾巡行」を中心に、京都市長が立会人を務める「くじ取り式」や「山・鉾建て」等の関連行事を含む「京都祇園祭の山鉾行事」が、文化庁により、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）無形文化遺産登録の第1回国内候補として選定されましたので、お知らせします。

今後、文化庁が今年9月末までにユネスコに提案書を提出し、審査を経て、平成21年9月にはユネスコ無形文化遺産が決定される予定です。

なお、京都市では、「祇園祭」がユネスコ無形文化遺産に相応しいとして、平成19年度から総額4200万円をかけて（財）祇園祭山鉾連合会との緊密な連携の下、記録映像の撮影や画像データの収集等に取り組んでいます。

#### 記

#### 1 「京都祇園祭の山鉾行事」について

「京都祇園祭の山鉾行事」は、京都市東山区祇園に祀られる八坂神社の祭りに行われる行事で、夏に発生しやすい疫病を除けることを祈願して行われる。1000年近く前から始まったとされ、14世紀から15世紀には松の木を載せた山や屋根の上に真木がそびえる鉾の出る祭りとしての形が整い、16世紀末頃には京都の町衆の富と心意気を示すように豪華絢爛な織物などを幕として懸け、<sup>かざりかたなぐ</sup>鍔金具や彫り物などにも凝るようになった。

この行事は巡行の順番を決めるくじ取り式や山・鉾建て、宵山、32基の山鉾による巡行など多彩な行事が行われ、それらの行事が町中<sup>ちやうじゆう</sup>と呼ばれる組織によって運営されているなどの特色が見られる。我が国の夏祭りの発生や変遷を知る上で欠かすことのできない祭礼である。

※「京都祇園祭の山鉾行事」は、昭和54年に国の重要無形民俗文化財に指定されている。

#### 2 第1回「無形文化遺産」登録までのスケジュール

平成20年9月30日 文化庁からユネスコへの提案期限

平成21年9月 政府間委員会\*（24箇国）において無形文化遺産を決定

平成22年6月 締約国会議（97箇国が一同に会する会議）の承認を経て、正式に無形文化遺産を登録

※ 政府間委員会とは、無形文化遺産条約に基づき設置された機関で、提案された無形文化遺産の登録やその保護のための国際的援助の供与を決定する委員会。

### 3 これまでの京都市の取組

平成19年度は、1箇月間にわたる祇園祭の記録映像の撮影や編集を行うとともに、山鉾行事に係る近代資料の調査、画像データの収集等を行った（予算額：約1300万円）。

平成20年度は、文化庁が今後作成する提案書の内容とするため、19年度のデータ等を元に山鉾巡行の歴史や現状等を取りまとめた資料を作成し、また、祇園祭の保存管理計画の策定や各種図面の作成等を行う予定である。（予算額：約2900万円）。

（参考）

#### ■国内提案候補一覧について（「文化庁資料」より抜粋）

「京都祇園祭の山鉾行事」を含め、全国で14の提案候補が選定されている。

NO	名称	都市名等	NO	名称	都市名等
1	雅楽	宮内庁式部職楽部	8	早池峰神楽	岩手県花巻市
2	小千谷縮・越後上布	新潟県南魚沼市	9	秋保の田植踊	宮城県仙台市
3	石州半紙	島根県浜田市	10	チャッキラコ	神奈川県三浦市
4	日立風流物	茨城県日立市	11	大日堂舞楽	秋田県鹿角市
5	京都祇園祭の山鉾行事	京都府京都市	12	題目立	奈良県奈良市
6	甕島のトシドン	鹿児島県薩摩川内市	13	木造彫刻修理	京都府京都市
7	奥能登のあえのこと	石川県珠洲市 他	14	アイヌ古式舞踊	北海道札幌市 他

#### ■無形文化遺産について

##### （1）概 要

平成15年にユネスコ総会において採択された「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」に基づき、今回新たに登録される文化遺産。日本は、平成16年6月に世界で3番目の締約国で、本条約は平成20年6月現在97箇国が批准している。

##### （2）対 象

世界的に価値の高い無形の文化財（口承による伝統及び表現、芸能、社会的習慣、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術など）が対象となる。

日本国内では、文化財保護法に基づき既に国による指定等が行われている①重要無形文化財、②重要無形民俗文化財、③選定保存技術の中から国内候補が選定される。

#### ■世界文化遺産との相違点

「世界文化遺産」は、昭和47年に採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づくもので、有形の文化財を対象としており、「無形文化遺産」とは基づく条約と対象とする文化財が異なる。